

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

入札番号ごとに、次のとおり

令和4年度鳥取県土整備事務所車両の車検及び定期点検業務（入札番号1） 一式

～

令和4年度鳥取県土整備事務所車両の車検及び定期点検業務（入札番号13） 一式

#### (2) 業務の仕様

別添「仕様書」のとおり

#### (3) 業務の期間

契約締結日から令和5年3月25日まで

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 業務を行うのに必要な道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条の規定に基づく継続検査若しくは同法第48条の規定に基づく定期点検整備に必要な国土交通省の認証等を取得していること又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項に規定する特定自主検査を行う同項に規定する検査業者であること。
- (3) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「車両・船舶及び航空機類」の「車両部品及び修理」又は「機械等（建物等以外）保守点検」の「機械（建物等以外）保守点検」に登録されている者であること。
- (4) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

### 3 契約担当部局

鳥取県《鳥取県土整備事務所維持管理課》

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続き及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町六丁目176番地

鳥取県鳥取県土整備事務所維持管理課

電話 0857-20-3605

電子メール tottori\_kendoseibi@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 入札説明書等の交付方法

(委託) R 4. 3月 一般 制限あり (単価総額)

令和4年3月18日(金)から同月25日(金)までの間にインターネットの鳥取県鳥取県土整備事務所ホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/24711.htm>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和4年3月18日(金)から同月25日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年3月30日(水)入札開始時刻は、入札番号ごとに、次表のとおり。

入札番号	車種	入札開始予定時刻等
1	大パト1台、ミニパト1台、低床トラック4台	午前9時30分入札、即時開札
2	路面清掃車1台、散水車1台、橋梁点検車1台、2t車1台	午前9時40分入札、即時開札
3	凍結防止剤散布車5台	午前9時50分入札、即時開札
4	7t級除雪トラック5台	午前10時入札、即時開札
5	7t級除雪トラック5台	午前10時10分入札、即時開札
6	10t級除雪トラック4台、7t級除雪トラック1台	午前10時20分入札、即時開札
7	10t級除雪トラック4台、7t級除雪トラック1台	午前10時30分入札、即時開札
8	10t級除雪トラック2台	午前10時40分入札、即時開札
9	4. 3m級グレーダ2台、4m級グレーダ1台 3. 7m級グレーダ1台	午前10時50分入札、即時開札
10	11t級ショベルローダ1台、13t級ショベルローダ4台	午前11時入札、即時開札
11	13t級ショベルローダ3台、11t級ショベルローダ2台	午前11時10分入札、即時開札
12	ロータリ除雪車4台	午前11時20分入札、即時開札
13	ダム警報車2台、排水ポンプ車2台、軽トラ1台	午前11時30分入札、即時開札

イ 場所

鳥取県東部庁舎 入札室(地下1階)鳥取市立川町六丁目176

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和4年3月23日(水)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和4年3月24日(木)午後5時までにインターネットの鳥取県鳥取県土整備事務所ホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/24711.htm>) によりまとめて閲覧に供する。

## 6 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（7の事前提出物）を、4の（1）の場所に令和4年3月25日（金）午後5時までに持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、（1）の書類に関して説明を求められたときは、それに応じなければならない。
- (3) 提出された事前提出物は返却しない。  
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

## 7 事前提出物

- (1) 入札参加資格確認書（様式第1号）1部
- (2) 2の（2）を証するもの（認定証の写し等）
- (3) 2の（5）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式。以下「明細書写し」という。）ただし、県内事業所を設立して間もない場合において、明細書の写しが添付できない場合は、県内従業員数の分かる受理印のある公的資料（県内市町村へ提出した設立届の写し（受理印が押印されたもの）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

## 8 入札の資格審査について

- (1) 6の（1）により提出のあつた書類を審査の上、適格者か否かを確認し、その結果を令和4年3月28日（月）までに通知する。
- (2) （1）の審査により適格者でないと通知された者は、鳥取県土整備事務所長に対し、その理由について、令和4年3月29日（火）正午までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) （2）により説明を求められた場合、鳥取県土整備事務所長は、説明を求めた者に対して令和4年3月29日（火）午後5時までに書面等により回答する。

## 9 入札条件

- (1) 入札は、入札番号ごとに紙入札によるものとし、入札書は所定の様式（様式第4号）を使用すること。
- (2) 契約に当たっては入札書に記載された契約申込金額（消費税及び地方消費税を含む額）を契約金額とするので、入札者は仕様書において入札対象としている費用について入札書の様式（様式第4号）の区分に応じそれぞれ見積もった金額を記載して、その合計額を契約申込金額とすること。免税事業者にあつては、入札書の点検等の業務に要する費用（税抜）及び消費税及び地方消費税欄は空欄とし、点検等の業務に要する費用（税込み）欄のみ記載すること。
- (3) 入札書は、業務の名称及び数量並びに入札者名を記入し「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出すること。
- (4) 再度入札は2回とする。（初度入札と併せて3回とする。）
- (5) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (6) 入札者は、政令、会計規則、本件公告及び仕様書を熟知の上、入札すること。
- (7) 入札後、本件公告、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
入札保証金は、免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### 1.1 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認書（様式第1号）を提出していない者のした入札
- (3) 郵便等による入札
- (4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状（様式第3号）を4の（4）の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

### 1.2 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。

### 1.3 契約書作成の要否

要

### 1.4 手続における交渉の有無

無

### 1.5 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号

に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が契約金額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

(6) 9の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第5号）を、4の(1)の場所に提出すること。

(7) 鳥取県議会令和4年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、入札を取り止める。